

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年5月23日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	小澤重則君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（4名）

藤原正夫君	藤田悟君
清水正二君	有泉庸一郎君

説明のため出席した者の職氏名

福祉健康部長	笹本嘉朝君	福祉課長	内藤光二君
障がい福祉係	斉藤一己君	健康増進課長	小宮山謙二君
健康企画係長	小池清美君		

職務のために出席した者の職氏名

書記	小澤明	書記	石原大助
----	-----	----	------

開会 午前 9時57分

○書記（石原大助君） 改めましておはようございます。

ご参集大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は初めに委員長よりご挨拶をいただき、委員長の進行により進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第の第2、委員長挨拶、三浦委員長よりお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。

こここのところの暑さも大変でございますけれども、農家の方も大変困っております、雨が降らないと。これ自然でございますから困るわけですが、場所によたら今がちょうど田植えの時期でございます、私もせぎとかの任務をしておりますので、いろいろの住民から水の問い合わせがありますけれども、例えば塩川とか釜無川があるんですけれども、本流に水がないと、来ていないということの中で、用水にも放水するのに水が滞っていると。また、田植えをした方もそうですけれども、しない方も大変不安で困っている状況でございますけれども、私ども厚生環境常任委員会は、本件に関して余り関係ないわけでございますけれども、大変農家の方は困っているということでございます。これから本当に恵みの雨が欲しい時期でございますけれども、これは自然でございますから、私どもがどうのこうのできるわけではないですけれども、本当に雨が降ってほしいと思う願う一人でございます。

本日の委員会は、皆様のご協力によりスムーズに進行できますことをお願いしまして、委員長の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席委員7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、担当より次第にあります事項について説明、報告等を受けたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 初めに、（1）重度心身障害者医療費助成事業の制度改正についてを担当よりご説明をお願いいたします。

内藤福祉課長。

○福祉課長（内藤光二君） おはようございます。

それでは、福祉課より重度心身障害者医療費助成事業の制度改正についてご説明申し上げます。

資料の1ページからになります。

まず、この事業の概要についてでございます。

重度心身障がい者児とそこご家族の経済的負担の軽減を図るため、所定の要件を満たす障がい者児に対し、病院や薬局等を利用した際の自己負担額を市町村2分の1、県2分の1負担で助成する制度でございます。助成方法は各都道府県で異なりますが、全国的に実施されている事業でございます。

所定の要件を満たす障がい者児には、1年更新により毎年11月1日を基準日とし、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証が交付されるものでございます。

この交付対象者でございますが、市町村に住所を有する次の方になります。一部所得制限も導入されております。5つございまして、まず身体障害者手帳1級から3級の身体障がい者の方。次に、療育手帳A判定の知的障がい者の方。次に、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の精神障がい者の方。次に、障害者年金1、2級の受給者の方。最後ですが、特別児童扶養手当1、2級の受給者の対象児童となっております。

事業のイメージ図、図にございますが、医療費の総額に対して自己負担額、下に黒枠で囲んでありますが、それと通常は3割負担、後期高齢は1割になりますが、その部分を市町村が全額助成するというものでございます。そのうち2分の1を県も補助しております。

次に、事業の経緯でございます。

山梨県では、平成19年度まで自己負担額について償還払い方式を実施しておりましたが、知事の施策として平成20年4月から県下一斉に窓口無料方式に転換となりました。

これに対して国の国民健康保険中央会は、窓口無料方式により、医療費が増加した分を国が負担することは、窓口無料方式を実施していない自治体との公平性を欠くという見解から、平成20年度から山梨県へペナルティーを課しております。

この窓口無料方式が実施されて以降、事業費は約84%増加しており、山梨県及び市長会と

は、これまで国に対しペナルティーの廃止を強く要望してまいりましたが、国は応じる見通しはございません。

このペナルティーについてですが、窓口無料方式を実施する自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置でございます。このペナルティーも市町村が2分の1、県が2分の1を負担をしておるものでございます。

受給者数と経費についてでございます。

まず、受給者数についてですが、平成19年、県全体では2万5,360人ございました。甲斐市では1,663人です。それが表のほう、右のほうに移っていただきまして、平成23年、昨年ですが、県全体では2万8,137人、2,777人ふえております。甲斐市では、平成23年、1,936人、19年に比べてですが273人ふえております。

次に、経費であります。医療費助成額、県全体では平成19年に22億4,579万7,000円ございました。うち甲斐市が1億4,442万2,000円でございます。そして、総額としては同額でございます。右のほうへ行っていただきますと、平成23年の状況ですが、県全体では医療費が41億1,247万8,000円、甲斐市では2億4,901万4,000円となっております。

ペナルティーですが、県全体では8億5,118万2,000円、うち甲斐市では3,092万3,000円の負担となっております。総額でも県全体では49億6,366万円、甲斐市では2億7,993万7,000円と。平成19年と比べますと、県全体では約27億、甲斐市では約1億3,500万円ほどそれぞれ経費が増額しているという状況でございます。

2ページをお開きください。

このたびの県の改正内容についてでございます。

山梨県は、年々増加するペナルティーを回避するため、平成26年、来年です、11月1日から窓口無料方式を廃止し、償還払いの一形態である自動還付方式に転換する方針を決めております。

自動還付方式の実施に伴い、自己資金がない受給者の方へ事前貸付制度もあわせて創設するものでございます。

この自動還付方式についてですが、受給者が県内の病院・薬局等をご利用された際、窓口で自己負担額を一旦お支払いいただきますが、後日償還払いにかかわる申請手続を要さず、ほぼ約3カ月程度で受給者の方の指定口座へ自己負担分が全額振り込まれる制度でございます。

この自動還付方式のイメージ図が中段にございますが、受給者からスタートしまして、①

番、窓口で一旦自己負担額をお支払いいただきます、病院・薬局等に。そして、病院・薬局等から支払い報告が各市町村のほうに経由になりまして、市町村で振替の処理を行って、約3カ月後の目安で受給者の方にお返しするという制度でございます。

次に、事前貸付制度でございますが、これは山梨県が事業主体となるものでございます。受診時で窓口で自己負担額が支払えない受給者の方を対象に1カ月分の医療費自己負担分相当額を事前に貸し付ける制度でございます。申し込み窓口は各市町村となっております。貸付限度額は月に10万円。利息は無利子。所得制限もなし。返済方法は、医療費の自己負担分の自動還付金を返済時に充当するものでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。

本年6月の6月議会で補正予算を要求させていただきます。これは県の国保連合会のシステム改修経費が必要になるためでございます、6月補正をお願いする予定でございます。これは県と県内市町村同一の補正対応となるものでございます。

あわせて、制度改正にかかわる周知を県と歩調を合わせて実施してまいります。障がい者団体等も県が主体となりまして説明を行います、市としても連携をもって各団体また該当者の方に周知を図ってまいりたいと考えております。

7月にその県の国保連合会のシステム改修がですね、着手になります。年が明けまして4月の新年度予算でまたシステム改修が2年間にまたがって改修を行うものでございます。当初予算にこの改修経費を要求させていただきます、同じく5月にシステム改修に着手、また受給者の方の所得、口座情報等の照会・確認作業に入ります。

6月に市の重度心身障害者医療費助成条例の一部改正をさせていただきます。

10月に事前貸付制度が受け付け開始になりまして、26年の11月から新しい制度改正、窓口無料制度から自動還付方式に11月1日に切りかわるという内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いしたいと思います。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 1ページの受給者証の交付の対象者の中に当該市町村に居住する者のところに所得制限がありますが、この所得制限の中身ですが、幾らから制限されているのか、どういう条件で制限をされているのか、教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） この重度医療の所得制限についてでございますが、まだ障がい者ご本人、配偶者及び扶養義務者の方には所得による受給制限がございまして、金額でございますが、扶養親族がない場合で360万4,000円でございます。扶養家族、親族がお一人ふえるごと38万円ずつ加算されていく制度となっております。

また、配偶者及び扶養義務者の所得制限額ですが、扶養親族がない場合は628万7,000円でございます。これも扶養親族の人数により所得制限が変わってくるものでございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） その下の事業の経緯の中ですが、県のほうでも大分ペナルティーに対する取り下げをして、今までどおり国庫負担を出せという要求をされてきたんだろうと思うんですが、県も県で平成25年度の予算の中でこの重度心身障害者医療費のペナルティーはかけるなど言いながら取り下げると、何か矛盾するような気がするんですが、本市の態度というか考え方は県に準じてこのペナルティーを認めているということですね。その辺はいかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） この償還払い方式とこの窓口無料方式ということで、この重度医療は日本全国各都道府県で実施されておまして、うち山梨県と同様に窓口無料方式を実施しているのは約20県ほどでございます、日本全国ですね。それに対して国がペナルティーを課しているということでございます。

この重度医療制度は、県下の市町村があわせて一緒に事業を行っているものでございますので、やはりそのペナルティーに対する負担が甲斐市も表にございますように、昨年度は約3,000万ほど負担しているということで、横内知事の税金の使われ方としてやはり県の見解としてもちょっと問題があるのではないかということに基づいていると思われま。

甲斐市のほうも県と各市町村と連携とる中で協議する中、いたし方ないということで県とまたこの市町村と同一歩調を行っているものでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 国も国ですよ。やっぱり社会保障制度を向上させる、充実させる。特に障がい者の医療費の充実という状況を考えて、それにペナルティーをかけると。しかも

民主党政権下から始まっているんですね、これは。そういう点ではやっぱり国の考え方がよくわかりませんが、今回の安倍内閣が推進している経済政策からいくと、株がどんどん上がって大儲けしている。ユニクロなんかは1日2億5,000万もの収入が得られていると、こういう状態があるんですが、そこから見たら微々たるものだというので、やはり従来どおりやっぱり窓口無料方式をぜひ検討してもらいたいというふうに要望しておきます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 制度改正ですけれども、結局重度心身障がい者という方は一番困っているわけですよね。私たち健常者にはわからない悩みだとか、もう動けないのにそれをましますその窓口無料化を廃止して、償還払いというのは大変つらいですよね。また、その3か月ごとで現金を持っていかなければお医者さんにかかれないというのは、まるで死ねというように私たちには感じるんですよね。こんな経済大国だなんて言っているながら、まあ、何ていうことをやるのかなと私も思うんですけれども。こんなことをいじらなくても、もっとほかにいじるところがあるんじゃないかなと思うんですけれども、もうちょっと考えてほしいなと思っているんですけれども。まして重度心身障がい者に対してどういう気持ちでかわかっていくのかということの一番基本を問われる感じがするんですね。

こういう制度をこのまま通していいですよとなると、市議会としての役割は一体何なのかという形にもなりますし、弱者の立場に立ってなんていうことはもう言えないじゃないですかということで、これ禍根を残しますね。こんなことをどんどん、はい、いいですよということになると。

私全くこの、もう一回改正しなきゃいけないし、障がい者に対して本当に温かい施策をとるのを思えば、全くこれ通しちゃいけないなと思っているんですけれども、再度どう考えていच्छやるのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） この重度医療の制度改正につきましては、委員さんのご指摘のとおり昨年来新聞でも非常に障がい者の方が反対をされていたと。いわゆる弱者切り捨てではないかということで、そういった要望活動も行ってきた経過がございます。一番県のほうもやはり国のペナルティーに対する税金の有効活用ということがやはり知事の制度改正に持っていった一番の要因ではないかと思えます。

市としましても、この制度は山梨県も含めて各県でやっておるということですが、特に重度医療の対象者につきましては山梨県は手厚くなっておりまして、他県、例えば神奈川とかよその県では1級、2級までというものが、山梨県は3級まで身体障がい者の場合は対象者を拡大しておるとかですね、他県に比べてかなり制度的にも対象者が広がっているという部分がございます。

そして、あわせて自動償還払いということですから、自己負担が払えないという低所得者の方には無利子の貸付制度も県が主体となって行っておりますので、市としてもそういった制度の改正の周知と今までご利用された方に支障がないような配慮、また団体等を通じて行ってまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） ペナルティーというのはすごい嫌な感じですね。そうじゃなくて、この甲斐市は、もちろん県はそういう態度をとっても、甲斐市はすごい町としての特色を出すために特にその本当に苦しんでいる人に温かい気持ちでもって接しているまちづくりなんだという特色を出すのが一つのやはりね、ああ、甲斐市は住んでよかったなということになるわけですから、そういうところにペナルティーなんてとんでもない話だなんて。もっと悪いことをした人に対してペナルティーということだったらいいんですけども、わざと重度心身障がい者になったわけじゃないですよ。そういうことでいつも気兼ねしながら住んでいる障がい者に対してもうちょっと温かい理解を私たちは要求したいと思うんですけども、再度要求します。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

要望でいいですか。それとも今のは。

笹本部長。

○福祉健康部長（笹本嘉朝君） 今回の制度改正につきましては、私ども今回委員会へ報告、またさせていただく内容の中では非常に心苦しいものもあります。

そうは申しましても、当然この負担の問題がございます。先ほど課長のほうから説明しましたように、甲斐市のほうでもこの部分で3,000万からの部分をしょっていくということになりますと、将来的な部分を含めての検討等も必要になってくる部分だと思います。

そういう中でいきますと、また国保等のやつにつきましては甲斐市単独の部分ではなくて、あくまでも国保連合会等のシステム改修という問題もございます。そういった問題の中で対応してきた部分ですので、非常に説明とすれば心苦しいのですが、私も将来のツケといいま

すか、そういうものを残さないためにもこの制度についてのご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、3,000万のペナルティーの金額というのは、来年、26年度、27年度ですか、26年度かな、なくなるということですが、このなくなったものに対してのものは何か使うとか何か予定はあるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） まず、事務経費的にこの償還払い方式に変わりますと、事務負担が増加してきますので、その分で一部職員をふやして、臨時職員さんなりをふやしていく経費に充当させていただかなければならない部分がございます。

また、他の部分につきましては、また新年度予算のほうで検討する中で、他の障がい者施策に有効活用できるようなものも検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その事務の手続は、単年度だけに必要な金額ですか。どのぐらいの予定ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） まず、この経費関係でいきますと、人員的には臨時職員さんを仮に対応して事務処理をすとなれば、2名の増員が必要になるのではないかとというふうに考えております。

そういった部分で、まず人件費的にも2名分の事務負担が発生するというのでよろしくお願いたしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 大体幾らですか、予算。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） まず、臨時職員等につきましては、お一方大体250万から

300万を見込んでおります。また、その他の事務経費等を含めまして、26年度では約3,000万弱くらいが当初の設備投資等も含めてかかると。ですから、設備投資が終わった27年度以降になりますと毎年約2,000万くらいの支出で済むということで、今現在のペナルティーと差し引くと1,000万から1,300万ほどはお金のほうが余剰されるというふうに見込んでおります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それとですね、事前貸付制度、これを使うに当たって、障がい者の方のところへ市の職員が出向くとかそういったこともやってあげられるんですか。結局障がい者の方は今までお金を払わなくてよかったわけですよ。お金を持って、まずお金を持っていかなきゃならない。それから、お金がなければ貸付制度を使わなければならないということになるんですけれども、それに対しては市は懇切丁寧にやってあげられるんですか。それとも貸付制度のためにまた市へ余分へ来たりとかそういった煩雑な手続とかってというのは考えられるんですか。この臨時事務職員の方がそういったことも全部やってあげるような予定があるんですか。その辺を聞きたいんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） 各障がい者のお宅に出向くということは、想定はしておりません。基本的には郵送等でご案内を差し上げた上で、どうしても来られないという方については郵送受付というのも実施する予定でおります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

なければ……

〔「一言」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 事前の貸付制度の中ですが、利息は無利子だと、貸付利息はね。この貸付限度額が10万円ですけれども、この貸し付けに対する先ほどちょっと聞き落としました所得制限はないということですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 貸付制度に係る所得制限は設けてはおりません。それから10万円という限度額を設けさせていただいたのも、高額療養費の限度額認定というのを原則としていただきますので、通常的一般の方でありますと8万100円というのが高額療養費の限度額

認定になりますので、若干それをオーバーしたとしても10万円で賄えるのではないかと
ふうに想定しております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにはございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

藤田議員。

○議員（藤田 悟君） 事前貸付制度のことなんですが、これ1カ月分の相当額を事前に貸し
付けるということなんですが、1カ月分で償還をするということなんですが、これは1人の
人が1回だけとか何回とここに書いてありますが、その辺のところをお聞かせください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 原則、月1回の貸し付けということで計画をされてお
ります。

○委員長（三浦進吾君） 藤田委員。

○議員（藤田 悟君） 月1回ということは、1人の方が月1回何回でもという意味ですか、
すみません。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 原則、貸し付けの手続、それから貸し付けの振込み等につ
いては月1回ということで、大体の毎月その方がかかる医療費というのがこちらのほうでも
実績がわかりますので、その範囲内での貸し付けを毎月毎月行っていくという内容になっ
ております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で重度心身障害者医療費助成事業の制度改正についてを終了いたします。

次に、福祉課関係その他に入ります。

福祉課より報告等がありましたらお願いいたします。

ないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 次に、福祉課関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で福祉課関係その他を終了いたします。ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（2）定期予防接種について、健康増進課担当よりご説明をお願いします。

小宮山健康増進課課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 大変ご苦労さまです。おはようございます。

それでは、健康増進課から定期予防接種について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

今回の定期予防接種の説明につきましては、国の予防接種法が一部改正されたことによりまして各市町村とも要綱の改正により今まで任意だったヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、子宮頸がん、これはヒトパピローマウイルス感染症というんですが、この3件がことしの4月1日より定期予防接種に変更追加されましたので報告をさせていただきます。

これによりまして、真ん中の表があるんですが定期予防接種の疾病数が8件から11件にふえております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この3種類の予防接種が定期接種化されたということは、非常に喜ばしいことでよかったなと思うんですが、このほかに日本はどっちかというと予防接種がおく

れている国だと言われておりますけれども、健康増進課としてはこのほかに今後これも定期接種化してくれるといいなと思っているものというのはどんなものがあるか教えてもらえますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 定期予防接種化も必要なわけですが、国のほうの予防接種法の関係もありますけれども、個人的には水疱瘡とかおたふくとかロタ、そんなふうなものも個人的には考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうですね。定期接種化は国で動かすことなので、なかなか市だけでできるということはないんですが、特に今風疹等もはやっていますので、そういったことにも今後取り組んでいかれたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） そういうふうな考えで前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 現状なんですけど、風疹、妊娠なんかにはえらい影響するというのを聞いておりますけれども、特に大人の30代、40代の方たちの風疹接種に対する本町の実態はいかがでございますか。どんなふうな状況になっているか、もし実態がわかれば教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 新聞等で風疹が流行しているようなそういうような報道もあるんですが、私が情報として把握している部分につきましては、全国で約5,000人ほどいまして、大都市、東京とあと関西の大きな都市に集中しているようなことを聞いております。

その理由というのが案外大勢いるところについては、空気感染等もしますので、そういうことで大都市人口が密集しているところが多いようなことを聞いております。

山梨県下につきましては、1週間ぐらい前の情報なんですけど10人程度……

〔「10人程度」と呼ぶ者あり〕

○健康増進課長（小宮山謙二君） はい。というふうなことを聞いております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） すみません、今のに関連しますが、私の知っている方が不妊治療を受けていらっしゃるご夫婦なんですけど、やはり旦那さんが20代後半ということで、やっぱりいつ感染するかわからないし、不妊治療のほうをしているのでということで、事前にもう4月過ぎてすぐに、そして接種をしたという話も聞いておりますので、そういった方たちのためにもぜひ前向きにぜひやっていただければと思います。要望ですけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 1つお聞きします。

今たしか風疹が新聞紙上で何かにぎわっていますけれども、私達も健康には大いに協力をしたい。市民の方の健康に大いに協力したいと思います。

そういうことで、今この少子化のときにも子供さんを産んで、またご主人の予防がしていなかったために異常のある子供が産まれるとか人の不幸であるわけでございますね。ですから、今それから前でこういう質問をするのもどうかと思うわけでございますけれども、市として今できること、どうせ補助の対象になるわけだと思いますけれども、市としてできる範囲、今言えること、またこの近隣の市町村がどんな状態にいるか、わかる範囲で結構ですから。そして甲斐市、それじゃ今後はどのくらいの補助ができますということが教えていただければ、私達も聞かれても単刀直入に答えることができますし、皆さんの健康のために協力をしていきたいと思っておりますから、できる範囲で結構ですから、課長さん、ご答弁をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 風疹の関係ですが、先ほど説明したように全国的に風疹の

罹患者が増加傾向にありまして、20代から40代の風疹の免疫を持っていない年齢層を中心に流行をしていることは先ほど言ったように情報としては把握しております。

県内の市町村の動向ですが、具体的には本市を含めまして中央市、昭和町、南アルプス市、北杜市、韮崎市、甲府市、いずれの市町村、足並みをそろえまして、今回の6月補正で対応する動きがあります。

6月補正で対応しながら予定を進めているんですが、6月議案の中で審議をいただくような計画も予定にあるんですが、市民の健康や生まれてくる子供たち、特に妊娠されている方には注意が必要なんですが、影響がないように十分に考えていきたいとは思っております。

それに風疹ですが、一般的に流行が7月から8月と言われておりまして、昨年度も大流行したのが7月から8月となっております。

妊娠中が風疹のワクチンは基本的には打てないんですが、当然妊娠する前の段階で打つことが理想であります。

また、周りの家族の方もワクチンを打っておきますと、風疹がうつらないので、男性の方にも勧めていきたいとは考えております。

6月議会の中で、当然審議していただく予定でしたが、風疹のことが何人かの議員さんから意見等も出ておりますので、若干概要だけ説明させていただきますけれども、一番心配しているのが、妊娠の初期の妊婦が風疹に感染しますと、先天性の風疹症候群、具体的には心臓疾患、難聴、あと精神や体の発達のおくれ等そういうふうな子供が生まれるおそれがあることです。

また、それ以外の男性、女性、成人20代から40代の男性、女性の方が感染いたしますと、当然会社や勤めを約1週間休まなければなりませんので、当然仕事にも影響しますし、その間に家族の方に高齢者がいますと、高齢者に感染しますと肺炎を高齢者が起こすことも可能性としてあります。

原因といたしましては、20代から40代までの年齢層の方が当時の予防接種法で1回のみ接種で風疹の免疫を持っていないことが理由に挙げられております。この方たちを対象に今の予定なんですが、定額で約半額補助を制度化する予定でいます。

助成方法については、償還払いで、ことしの4月1日にさかのぼりながら助成する予定で考えております。

先ほどのワクチンの接種料金等の質問ですが、県内の市町村の状況を含めながらうちの予定も話させていただきますと、風疹、麻疹のMRワクチン、これが混合ワクチンで主流です

が、約1万円前後かかります。各市町村ともほぼ足並みをそろえまして、半額ないし5,000円程度を助成していくような話も情報として聞いておりますので、甲斐市でも各市町村を参考にあくまでも1回につき5,000円前後の助成を計画で進めているところであります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 説明いただきまして、ありがとうございました。

市民の健康のためにぜひ積極的に市としても取り組んでいただきたいと思います。

また、私たちが今聞きましても5,000円前後の補助ということで、また市民の方に聞かれてもそれで返事もできますし、また積極的に私たちが市民の健康のために協力をしていきたいと思えます。ありがとうございました。

○委員長（三浦進吾君） 小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） 6月議会で執行するとすると、1カ月ぐらい先になりますが、風疹のはやる一番流行する時期が7月から8月ということであれば、前もってPR等、市民への周知を行っていったらどうでしょう。4月1日にさかのぼるということは、今から打つ人にも半額状態が来るということですので、ぜひ前もってのPRをしていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 基本的に6月議会の審議になりますけれども、今常任委員会である程度委員さんに説明していただきまして、賛同いただけるようであれば、担当といったしましては市民に幅広く周知を至急したいとも考えております。進められるようであれば、すぐに進めることは進めて、周知だけでも早くさせていただければと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） ぜひそうしていただきたいと思います。要望です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これは、風疹、麻疹というのは、多分三種混合かなんかで今は法的に決まっているのはもっと小さいうちに今は打つことになっているんですね。

ですから、今回の処置というのはあくまでも暫定的なことかなと思うんですが、これに対してはどういうふうにあれするんでしょうかね。今後ということですとこれをやっていくのか、それとも一応一時的なものなのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 風疹の20代から40代の男女の方ですが、方法として2つがあるんですが、1個の方法が、妊娠が予想される方だけに打つというパターンと、あと20代から40代の男女の方全員を対象に打つというパターンがあるんですが、うちも各市町村もそうなんです、20代から40代の1回しか打ってなくて、免疫がない方を対象にして、4月1日にさかのぼって、来年の3月31日までに打ってもらおうというふうなことを具体的には考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、先ほど小澤さんからも出ましたけれども、その周知の仕方とか、それ非常に大事になってくるのが1年しかないということですので、やっぱり全力を挙げて市としてやっていくというのは非常に大切かなと思うんですが、いかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） ありがたい意見、要望等本当にありがとうございます。

担当といたしましては、償還払いの執行につきましては、6月議会の議決後に当然行いますけれども、周知だけは意見、要望のとおり意識を市民の方の健康、病気の予防を第一に考えることを前提といたしまして、進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、定期予防接種についてを終了いたします。

次に、健康増進課関係その他に入ります。

健康増進課より報告等がありましたら、お願いいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 次に、健康増進課関係で委員より特にお聞きしたいとことがありますらお願いします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で健康増進課関係その他を終了いたします。ここで暫時休憩とし、職員が退席いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

（3）「議会と市民の対話集会」における委員会での検討事項に関する申し入れについて担当よりご説明をお願いします。

石原書記。

○書記（石原大助君） それでは、内容3、「議会と市民の対話集会」における委員会での検討事項に関する申し入れについてご説明させていただきます。

先に資料の確認をさせていただきます。

全員協議会で配付いたしました「議会と市民の対話集会報告書」本日お持ちでしょうか。これに基づいて説明させていただきます。

それと、前回、厚生環境常任委員会で配付しました議会改革特別委員会からの委員会での検討事項に関する申し入れ書、1枚の用紙はお持ちでしょうか。

〔「第6回って書いてあるやつ」と呼ぶ者あり〕

○書記（石原大助君） すみません、失礼しました。

それでは、説明をさせていただきます。

前回の厚生環境常任委員会におきまして、申し入れ書の経緯についてはご説明してありますので、別冊の「議会と市民の対話集会報告書」に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、申し入れ書の1、民生委員、長寿会、いきいきサロンとの意見交換会の開催について別冊資料、報告書の4ページ、15番をお願いいたします。

市民からの要望につきましては、福祉を担当する厚生環境常任委員に民生委員、長寿会、いきいきサロンとの関係を議論願いたいという要望がございました。当日の回答につきまし

では、各常任委員会では各種関係団体と意見交換会を実施しており、これらの団体との意見交換会の開催も検討してまいりますと回答しております。

これまでの意見交換会の状況につきましては、議会活性化の取り組みの一環として平成21年度から各常任委員会で各種団体と実施しております。

本委員会では、平成21年度につきましては、民生委員、児童委員、協議会の役員11人と意見交換会を行いました。平成22年度につきましては、私立保育園の園長10人を行い、平成23年度につきましては、ファミリーサポートセンターの会員11人を行い、昨年度の平成24年度につきましては、児童母親クラブ代表者10人と意見交換会を実施した状況でございます。

申し入れ書の1につきまして、本委員会として今後意見交換会の際、民生委員や長寿会、いきいきサロンを相手方として検討することが必要でございます。

次に、申し入れ書2に移ります。

聴覚障がい者のAED講習会の開催について当局へ要請することについて、別冊報告書8ページ、8番をお願いします。

市民からの要望として、AEDは耳に聞こえない人でも使えるのか、目で見えてわかる機械もあると聞きましたがどこにありますか、また講習会は耳の聞こえない人でもわかるような内容ですかというご意見がございました。

当日の回答につきましては、AEDには音声タイプと画面表示タイプの2種類がありますが、どこにどのタイプがあるかわからないので後日調べて報告します。また、講習会について聴覚障がいの方にもわかるような方法で開催するよう当局に要請しますとの回答をしております。

AEDの講習会につきましては、消防署において出張講座として実施しており、各種団体が直接消防署に申し込みを行い、講師を招いて実施している状況でございます。

したがって、市当局では市民向けにAED講習会を開催していない状況でございます。

しかし、市当局では、救命救急やAEDの操作方法につきまして昨年度全戸配布しました甲斐市くらしのガイドブックにAEDによる救命措置として図入りでAEDの操作方法を掲載し、周知しております。また、消防署の依頼を受けまして、市広報紙で講習会の参加者の募集も呼びかけております。さらに、AEDにつきましては、市内公共施設のAED設置場所を市ホームページで周知しております。

なお、市の職員につきましては、人事課においてAEDの操作方法を習得されることを目的に毎年講習会を開催しており、5月21日、22日の2日間にわたり議員各位にも呼びかけ、

普通救命救急の講習会を開催したところでございます。

市民対話集会に出ました聴覚障がい者のAED講習会の対応につきまして、消防署に確認しましたところ、障がい者向けのDVDを使用して、講習会の対応をしているようでございます。その際は、筆談や手話通訳をつけるなどの対応をして、講習会を行っているようでございます。

申し入れ書の2につきまして、現在市では市民向けにAED講習会を開催していません。市内の聴覚障がい者は230人おり、聴覚障がい者のAED講習会開催を当局に要請するかどうか検討が必要でございます。

最後に、申し入れ書3、災害時の地域の弱者の方々への対応はどのような方法が最善か前向きに検討することについて、別冊、報告書の10ページ、16番、17番をお願いいたします。

この申し入れ書につきましては、総務教育常任委員会にも同様な申し入れが行われており、本委員会では主に弱者対策の部分について調査、検討することになります。

市民からの要望といたしまして、項目の16番では災害時地域高齢者や弱者の避難対策は自治会がまず第一に対応しなければならない。行政でもいろいろ協力や指導もいただけることになっているが、議会も一丸となって地域に対する支援協力をお願いしたい。

項目の17番では、災害時の弱者対策は、議会にも協力を要請する。いざ災害時の避難方法について行政に対して、具体的な支援体制をとってもらえるよう議会にも協力をしてもらいたいという意見がございました。

当日の回答につきましては、項目16番では災害時地域の弱者の方々への対応についてもどのような方法が最善か前向きに検討する。また、弱者と言われる方々の名簿等は自治会長さん、民生委員の方が承知していると思う。個人情報等の関係もあり難しい点もあると思いますが、お互いによく話し合っ、すり合わせをして、対応をお願いしたい。

項目17番では、議会も率先して協力するのは当たり前と考えていると回答しております。

現在、各派代表者会議において災害が発生した場合や発生のおそれがある場合に、市当局と連携を図り災害の拡大防止と被災者の救援救護に努めるため、災害対策本部を設置して、防災業務を遂行することを目的に甲斐市議会災害対策本部設置規定や甲斐市議会災害対策本部マニュアルづくりに取り組んでおり、現在各会派で検討をお願いしているところでございます。

この災害対策本部を設置することにより、議会の立場が明確になり、市民当局と円滑な連携を図り、日常からの情報交換を緊密に行うこととなります。

今回の弱者対策につきましては、これまでも市当局と何度となく議論をしており、市防災計画の位置づけや災害時要援護者名簿に関する取り扱い要領により、自治会長や民生委員、児童委員、消防団の団長、消防署長、警察署長、社会福祉協議会会長へ現在登録済みの1,046人の要援護者名簿の提供を行っている状況でございます。

申し入れ書3につきまして、今後は現在検討中の災害対策本部の設置により、これまで以上に市当局と連携が密になり、災害時における議会の立場が明確になることから、災害時の弱者対策も含めて、今後どのように市当局と連携をしていくのかという課題がございます。

本日はこの3項目につきまして、本委員会として対応や方向性が決められるものは本日決定をして、市当局へ要請する項目につきましては、次会の6月4日の本委員会の際に担当課も含めて協議、検討してまいりたいと考えております。

内容3、議会と市民の対話集会における委員会での検討事項に関する申し入れについて説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいま石原書記のほうからご説明ございました1の民生委員、長寿会、いきいきサロンとの意見交換会の開催についてをどのようにいたしましたらよいか、委員の皆さん方からご意見を拝聴したいと思いますけれども、ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ここに民生委員のあれもありますので、毎回ちょっと何回もやっているようですが、ここに出ているとおりに民生委員、長寿会、いきいきサロンとの意見交換会はこの1年の間にしっかりと計画的にやったらどうでしょうか。今までもやっていますよね、今までにね、それと同じようにやったらどうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） ほかにご意見ございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 市民との対話集会のときに皆さんと約束もしてありますので、ぜひ都合をつけて、早くその話し合いの場を持ちたいと思います。ぜひそんなことで検討してもらいたいと思いますね。

○委員長（三浦進吾君） この民生委員、長寿会、いきいきサロン、この三会といいますか、そんなスケジュール的なものとかいろいろあるかと思います。3つですか。

ほかにご意見ございますか。

○委員（山本今朝雄君） ちょっと事務局に聞きたい。過去にこういう幾つかのところから申し入れがあったことがありますか。

○委員長（三浦進吾君） 小澤係長。

○書記（小澤 明君） 今までは、先方からの申し入れで行った経緯はございません。いつもこちらのほうから……

経緯はありますので、そういったところを中心に、すみません、申し込み等があった経緯は、例えば男女共同参画とかそういったところから申し入れがありましたので、そういったところはそういうところを優先して、今まで行っておりましたけれども、今、石原のほうからも説明がありましたとおり、過去におきましては年に1回というのが今までの経緯でございますけれども、ただそれについて年1回しかやっちゃいけないとかという決まりはございませんので、その辺につきましてはスケジュール等も検討しながら委員さんのほうでことしは3つやるなら3つ、2つなら2つ、1つなら1つというような形で決めていただければ、事務局のほうとしてはその日程で調整のほうをしていきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

ただいまの小澤係長のご説明でわかったかなと思っておりますけれども、簡単に言いますと1年間で民生委員、長寿会、いきいきサロン、これを意見交換会をするかという中で、先ほど長谷部委員からちょっとお話が出たんですけれども、これテープに残っているからあれですけども、民生委員といきいきサロン、一緒にできるかなということも一緒に開催ができればということもありますけれども、その辺はどうでしょうか。

また、ご意見があれば。

〔「後ろのほうで手挙げてる」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 石原書記。

○書記（石原大助君） すみません。民生委員・児童委員の現状についてお話しします。

今、人数につきましては、竜王で75人、敷島で50人、双葉で34人、計159人、人数がおります。その中で民生委員・児童委員協議会というのがございまして、その役員が11人います。それで21年度につきましてこの民生委員・児童委員の協議会の役員11名と意見交換会を行った状況でございます。

あと長寿会につきましては、竜王が26クラブ、敷島が15クラブ、双葉が25クラブ、合計で65クラブあります。それぞれ竜王地区、敷島地区、双葉地区、地区の役員さんがいまして、それをとりまとめた老人クラブの連合会がございまして、その連合会の会員さんが、役員さんが18人います。もし長寿会とやる場合でしたら、この18人を対象に連合会の役員さんとやるのがいいかと思っております。

あといきいきサロンにつきましては、現在竜王に18クラブ、人数が748人、敷島が15クラブ、464人、双葉が6クラブ、198人、39クラブで1,410人の登録があります。

いきいきサロンにつきましては、39団体の代表者が不定期に集まって、会合を年5回行っています。もし、いきいきサロンとやる場合でしたら、その39団体の代表者の方とやるのがいいかと思えます。お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 今、石原書記のほうからご説明がありました。そのご意見の中で、皆さん方委員さん方が感じたこと、また何かご意見がございましたら、お願いしたいと思えます。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 民生委員さんのその改選がたしかことし11月ぐらいかなと思うんですが、その辺も勘案したほうがいいですかね。どういった形でやるか。その新規というのも今までずっとやってきて、3年でしたっけ、3年じゃない人もいるかもしれない。このくらいやってきた人の総合的な意見を聞くのかみたいな。それとも新しい人なのか。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 民生委員、長寿会、いきいきサロンの意見交換会ですけれども、これだけの会も全く重要な仕事をされているところで、私たちにとってもありがたい、本当に大切な役だなと思っているんですけれども。

そういう方たちの実際に行動なさっている方たち、直接市民とかかわっていらっしゃる方たちとの意見交換会、すごく大事だと思うんです。特にテーマがなくてもお互いに話し合いをする、それから今どんな問題が起きているかというのを私たちも聞くだけでも非常に効果のあることだと思うんです。

やり方として、民生委員、長寿会、いきいきサロンを一緒にやってしまうということにちょっと無理があるかなって思うんですね。できれば、個別に民生委員さんとの話し合い、また長寿会との話し合いというのを年間で定期的な話し合いが私はいいなというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） ほかにご意見ございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 私の意見は、今年度は民生委員の方と意見交換をまず1回だけすればいいかなというふうに思っています。長寿会にしてもいきいきサロンにしても民生委員の方が中心になって何か活動をしているということが多いと思えますので、民生委員の方に話

を聞けば長寿会やいきいきサロンについても話が聞けると思います。

その中で、また意見やいろいろな申し入れが出てきたときに、いきいきサロンの関係者と直接話をしたいということが出れば、またそこで検討をするということで、今年度に関してはもう年度も始まっちゃっておりますので、民生委員の方と1回、今までどおり年1回の開催でいいかなというふうに思っています。

○委員長（三浦進吾君） ほかにご意見ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確かに民生委員の方たちは、長寿会、いきいきサロンなんかもかかわっていて、今言った意見は賛成なんですけれども、民生委員の交代時期が11月にあるんですよ。ですから、交代する前にやはり一定の経験を持った民生委員の皆さんと話し合いをしたほうがいいかなと。新しい民生委員さんってなかなかね、要領がわからないと思って、我々としても勉強になるのかなという若干この疑問もあります。できたらそういうことで、民生委員の話し合いは、11月の交代の前に開催をすべきではないかなとこんなふうに思います。

その11月の交代は間違いないよね。

○委員長（三浦進吾君） 石原書記。

○書記（石原大助君） 申しわけございません。民生委員の改選時期は確認してございませんので、後ほど確認してご報告いたします。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 民生委員との話し合いになると役員を中心にやるということでいいですよ。159人も集めるととても混乱を起こします。だから、そういう点では、民生委員の11名の役員の皆さんが交代されるのかどうかというのを確認をしながら、交代しないという場合はいつでも、また1年延ばしても延びると思うから、その辺も確認していただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） もう一度。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっとお聞きしたいんですが、長寿会といきいきサロン、それから民生委員、この方たちのメンバーの重なりとか何かそういうことはわかりますかね。

○委員長（三浦進吾君） 石原書記。

○書記（石原大助君） 老人クラブといきいきサロンの目的がちょっと違っていて、ダブ

って登録されている方もいるようです。それで、地区に関しては老人クラブに入っているけれども、いきいきサロンには入っていない。いきいきサロンに入っていて、老人クラブに入っているというダブっている方もいらっしゃいますので。

それで、その中で役員さんがいまして、その役員さんが、老人クラブにつきましては竜王地区、敷島地区、双葉地区で役員さんが竜王が15人、敷島が11人、双葉が9人、それぞれ役員さんがいまして、その役員さん35人のうちの老人クラブ連合会ということで18人の役員さんがいるような状況でございます。

老人クラブに入っていて、いきいきサロンに入っている方もいますけれども、いきいきサロンはどちらかというと、うちに、在宅している方をできるだけ外に出しましょうというサロンですので、地区の公民館ですとかそこを拠点に皆さん集まってお茶飲み会をしましょうとかそういう会になりますので、ちょっと老人クラブとは目的の趣旨が違いますけれども、ダブって登録されている方がいるようです。

○委員長（三浦進吾君） よろしいでしょうか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この質問をされた方なのですが、福祉を担当する厚生環境常任委員に民生委員、長寿会、いきいきサロンとの関係を議論願いたいとあるんですよね。ですから、もちろんその団体との話し合いとか、それも開催していきたいという答弁ですが、この方はその長寿会とかいきいきサロン、今おっしゃったようにどうやって機能的に運営してもらって、たくさんの方が参加して、それで健康的な老後をおくれるかということにこの関係性ってどんなふうになっているかということ委員会で議論してほしいと言っているんですよね。その辺のところももうちょっと資料をもうちょっと細かい、例えば長寿会はこんなふうになっていてこうで、いきいきサロンの実態はこうでというのも資料を私たちに、その開催はともかくとしていただけないでしょうか、民生委員の資料というのをもうちょっと詳しい。

そして、申しわけないんですが、まだまだ知らないもので、ちょっとそういうところを議論してほしいということはそういう意味が含まれていますよね。ちょっと……

○委員長（三浦進吾君） 小澤係長。

○書記（小澤 明君） 当日のこの方の言ったのは、この方もともと民生委員さんの方です。質問された方が民生委員の方で、こういった民生委員とか長寿会とかいきいきサロンの話は聞いてもらいたいと言ったのがたしか当日の意見のような形でした。

議論を委員会でしてもらいたいのではなくて、そういった団体があるので、そういう人た

ちと委員会で話をしてもらえませんかというのが質問の趣旨だったと私は記憶しているんですけれども。

あと、先ほどの民生委員さんの任期でございますけれども、11月30日が満期だそうです。任期の満了日になりまして、任期は3年間の任期ということでございます。11人の役員さんの方がどうなるかについてはまだ未定だということでございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） いいですか。

○委員長（三浦進吾君） はい。

○委員（池神哲子君） せっかく議会改革特別委員会を設けて、新しく市民対話集会の開催の道を開いたわけですね。その中の特記事項として、民生委員、長寿会、いきいきサロンとの意見交換会をという開始を望んで、そして私たちはこの調査、検討事項に入っているわけですから、市民の要望をまず聞くというのが一番大事な役割かなって私たちはこの反省の上に立って思うんですね。

ですから、民生委員さんとだけ話し合いをすればいいということで終わってしまうのではなくて、そんなに手間もかかるわけではないし、ともかく聞いてほしいということですので、私たちは簡単にそういうことはできると思うんですね。皆さんの話をお伺いして、今後どうするかみんなで考えるということでしたらば、まだまだ1年間あるわけです。

そういうことで、暫時3つとも分かれて交換会を私はやったらどうかと。じゃ、初めに民生委員さん、その次にというぐあいにして、私はこの3つを全部やってもらいたいという意見であります。

○委員長（三浦進吾君） 小澤係長。

○書記（小澤 明君） 事務局からで大変申しわけありません。

意見交換会をするに当たってですけれども、スケジュール的なものを説明させていただきますと、意見交換会をします。そうしますと、昨年もそうでしたけれども、意見集約を皆さんにさせていただきます。ただ、話を聞くだけというのが意見交換会の趣旨ではございません。委員会で意見を集約していただいて、当日出た意見を委員会としてどうやって取り込んでいくかというのを話し合ってください、また日数、機会というのを設けなければなりませんので、その辺を考慮する中で1つがいいなのか、2つがいいのか、3つがいいのかというのは皆さんでその辺やればやっただけその1つに対してはそういった意見集約をするの

が1回で済むなのか、それとも担当を呼んで、またそれに対する討論を当局のほうとしていかなきゃならない問題も出てくるのかということもございますので、その辺も考慮する中で数については決めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 常任委員会が6人ですか、5人いますね。そしたらその担当を決めて、全部に当たるのではなくて、2人ずつ分かれてやるとかということだったら年間通してできないのかなと思います。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、再度申し上げますけれども、希望が3つなので、3つでやるのが一番いいということは私も承知はしているんですけども、この3つが全く別の団体であれば話は別なんですけれども、長寿会にしてもいきいきサロンにしてもその実態をよく知っているのが民生委員ということですので、まずは民生委員の話しを聞いて、その後、長寿会あるいはいきいきサロンとの意見交換会を民生委員の話を聞いた上で、そちらの話を聞くということのほうが、長寿会やいきいきサロンとの意見交換会もさらに充実したものになると思いますので、まずは民生委員の方と意見交換をして、その後のいろいろな当局とのやりとりとかいろいろ出てくると思うんですけども、そういうことも含めてまず民生委員との意見交換会をして、我々の考え方というのをある程度まとめてからその先を考えるということが一番いいと思います。

ただ、3つともやればいいという話ではないですし、今係長が言ったように前回の母親クラブのときもそうだったんですけども、結構やっぱり時間がかかります。ただ聞くだけであればいいんですけども、委員会としてやることですので、ただ聞けばいいということではなくて、その後の出てきた内容によっては、当局とのやりとりが何回も続くということも考えられますので、今年度中に全部を3つやるというのはちょっと難しいかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうですね、もし大変なんであれば、その民生委員の会合をやっていたときに長寿会とかいきいきサロン、これを中心のテーマにして話し合いをしていただいて、そして必要であれば、そこからさらに聞いていくという形がいいかなと思います。

本当は聞きたいんですけども、ちょっとやっぱり欲張りかもしれませんが、一回そん

な形がいいかもしれません。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 欲張りとかという話になると、えって思うんですけども、さっき長谷部委員も言ったように、最初は年間1回だけで、民生委員さんとの話で終わったわけですけども、その後に議論を重ねていく中で、まず第1回目はというふうに変わっていっているんで、少し、じゃ、またいきいきサロンやそれから長寿会も持っているものがやはり委員も違うし、また違う問題も出てくるわけです。

私たちはもっともっとそういう話を聞いていかなければならない立場だと思うので、できればそんなに大げさにしなくてもいいから、皆さんと話し合い、対話をしましょうよというところから始まっていくのが対話集会なんですから、報告がどうのこうのとかってすごく大きく考えてしまうんですけども、当然その報告というということもありますけれども、やるということに私はすごく意義があると思うので、できればやはり年間通して、まず民生委員さんとやってみて、またそういう問題があったら、じゃ、また少し私たちの年間の行事としてやっていくという厚生環境常任委員会としてはそういう役割があるかなというふうに思っていますので、できる限りやっていきたいなというふうに思っています。

○委員長（三浦進吾君） 皆さんの意見、いろいろ出ておりますけれども、私どもの厚生に出ている、厚生も建設もあるいは総務もあるわけですね。そういう中でこれから1年間の中でいろいろなことをやっていく、私どもが全部やれば一番いいんですけども、先ほど多くの方からご意見が出た、差し当たって一番民生委員というのはいろいろな形で大変だと。それで後継者がいないと。実際にそうなんですよね。後継者がいなくて、やっぱりその民生委員やる人が大変高齢化あるいは後継者がいないと悩んでいる方が多いんですよ。そういう方の意見は大変必要だと思う。

そんな中で多くの委員さんが、もちろん3回開催するのがよろしいかと思うんですけども、スケジュールのことの中ではとりあえず民生委員の人たちの会を開催したらどうかという意見が多いんですけども、そのようでもよろしいでございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） じゃ、意見交換会の開催は民生委員と開催するということで決定させていただきます。

次に、2の聴覚障がい者のAED講習会開催についてを当局要請することについて、質疑等がありましたらお願いいたします。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） こちらにつきましては、通常のAEDの講習会ということじゃなくて、聴覚障がい者が受講できる講習会ということですので、この近隣あるいは消防署等で聴覚障がいのAED講習会を定期的に行っているとか、そういうようなものがあれば、それをこの対象者の方たちに広くPRをしていくということによいのかなというふうに思っております。

ただ、どこでもそういうものをやっていないということになりますと、やはり市のほうに、市単独でそういう講習会を開くように委員会として要請をしていくことが望ましいんでないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにご意見ございますか。

先ほど事務局からご説明ございましたけれども、甲府の消防署で来られまして、AEDの講習を21、22というふうに行ったということ。市では毎年職員が全員講習を受けるということの中では行っているということでございます。

そういうことも含めた中での視聴覚障がい者、このAED講習、あるいは先ほどご説明ございましたけれども、対象者が230人ほどいらっしゃるということでございます。そのことに関しましてほかにご意見ございましたら、お願いしたい。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君）きのう僕もAEDの講習を受けさせていただきました。ありがとうございました。

ちょっと確認したいんですが、今までにその聴覚障がいのAEDの講習とかそういうことは全然過去にはないようなんですよね。何か市としても確認をしていますか。その辺どうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 石原書記。

○書記（石原大助君） 市当局でAEDの講習会を市民向けに行っている状況はございません。

聴覚障がい者向けにも当然ございませんで、消防署に確認しましたら、聴覚障がい者向けのDVDが消防署にあるようです。それで、使った実績は余りないようですけれども、そういうDVDがありますので、対応は可能という回答はいただきました。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしたご案内というか、230人の方にあれですか、何か団体があって、そこに言うとなんかそういうことは連絡ができるのか知らせることができるというようなことはできるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

石原書記。

○書記（石原大助君） 今回の申し入れを受けまして、担当は福祉課になるかと思えますけれども、聴覚障がい者向けのAEDの講習会について市で開催するのか、それとも障がい者の団体にこういう消防署で行っているからPRをしていくのかというどちらかの方向性を今検討しているようでございます。もしよろしければ、次会6月4日の委員会の際に福祉課を同席して、協議していただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。じゃ、そんなふうにさせていただきます。じゃ、それでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、3の災害時の地域の弱者の方々への対応はどのような方法が最善か前向きに検討することについて、質疑等がありました。これについてお願いします。

先ほど事務局がご説明した中で、何かご意見ございませんか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 先ほど事務局からの説明があったとおり、議会でも災害対策本部を、今はまだ各党派で意見を集約しているところだと思うんですけども、そういうものがありますので、この方々のご質問は議会としてどういう対応をするかということですので、その対策本部で今検討しているものができ上がりますので、それで十分かなというふうに思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、今の長谷部委員の意見でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） わかりました。

じゃ、そのように……

池神委員。

○委員（池神哲子君） 今の意見でいいんですけども、まず議員がそれぞれ地域にいますね。

その議員を中心にして、例えばすぐ飛んでいきたくても、まだ的確につかんでいないという場合がありますよね。そういう場合、まずそれを調べて、どこに弱者がどんなふうにして住んでいるのかというのがわかれば、すぐに対応ができるかなと思うんですけども、そのあたりからも始めてもらいたいな思っています。

○委員長（三浦進吾君） ちょっと休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○委員長（三浦進吾君） じゃ、再開いたします。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、先ほど長谷部委員の意見でよろしいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） じゃ、そんなふうにさせていただきます。

以上で、議会と市民の対話集会における委員会での検討事項に関する申し入れについてを終了いたします。

次に、次第の4、その他に入ります。

当局から何か報告等がありましたらお願いいたします。

石原書記。

○書記（石原大助君） 次回、厚生環境常任委員会6月4日午後1時30分からになりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 次に、委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時23分